

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび当社では、追加型証券投資信託「ルーマス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成 17 年 1 月 28 日に設定し、主として米国の米ドル建ての高利回り事業債に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いており、受益権口数が投資信託約款に定められた口数（10 億口）を下回る状態となっております。弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### 2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成 29 年 4 月 24 日
- ・異議申立期間 : 平成 29 年 4 月 24 日～平成 29 年 5 月 31 日
- ・繰上償還の可否判断日 : 平成 29 年 6 月 1 日
- ・買取請求期間 : 平成 29 年 6 月 7 日～平成 29 年 6 月 26 日
- ・繰上償還日（予定） : 平成 29 年 7 月 20 日

### 3. 異議申立て手続きについて

平成 29 年 4 月 24 日現在の受益者で、この信託終了にご異議のある方は、平成 29 年 4 月 24 日から平成 29 年 5 月 31 日までに、当ファンドの委託者である当社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成 29 年 4 月 24 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 7 月 20 日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 29 年 4 月 24 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号  
アセットマネジメント One 株式会社